

# 志布志市税条例の改正内容

## 志布志市税条例

### 令和6年能登半島地震災害に係る個人住民税の雑損控除の特例措置

被災された方の住宅や家財等の資産について損失が生じたとき、「令和6年度分」の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる。

- ※ 能登半島地震は1月1日に発生したことから、本来であれば令和7年度分の適用対象
- ※ 適用を受ける場合、市民税の納税通知書が送達される時までに所得税確定申告（または市県民税申告）にて申告

条文	施行日
附則第5条の2 / 附則第6条	公布の日

### 〈参考〉 個人住民税における雑損控除について

#### 1 雑損控除とは

自然災害や火事等の災害、盗難等によって個人が所有する資産（住宅、家財等）に損害を受けた場合に受けられる所得控除

#### 2 対象となる災害等

- (1) 震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害
- (2) 火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害
- (3) 害虫などの生物による異常な災害
- (4) 盗難
- (5) 横領

#### 3 対象となる資産等

- (1) 納税者本人か、本人と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が48万円以下の方が所有する資産
- (2) 棚卸資産、事業用固定資産等または「生活に通常必要でない資産（別荘など）」のいずれにも該当しない資産

#### 4 雑損控除の金額

以下の(1)、(2)のうち多い方の金額

- (1) (損害金額+災害等関連支出の金額－保険金等の額)－(総所得金額等)×10%
- (2) (災害等関連支出の金額－保険金等の額)－5万円

※損害金額：損害を受けた時の直前におけるその資産の時価を基にして計算した損害の額

※災害等関連支出の金額：災害により滅失した住宅、家財などを取壊しまたは除去するために支出した金額など。盗難等により損害を受けた資産の原状回復のための支出など

#### 5 手続等

損害を受けた年の分の所得税確定申告（または市県民税申告）の際に、支出の金額や補填される金額がわかる領収書等を添付又は提示し雑損控除を申告